

# 佐賀市立図書館施設（貸し館）運用規程

（趣旨）

第1条 この規程は佐賀市立図書館の多目的ホール等の使用にあたって、佐賀市立図書館条例及び佐賀市立図書館条例施行規則に規定するもののほか、施設の貸し出しについて必要な事項を定める。

（利用者の資格）

第2条 住所が異なる2人以上で構成され、次の各号のいずれかに該当する団体とする。

- (1) 佐賀市内で活動している団体
- (2) 佐賀市内に住所を有する構成員がいる団体

（使用時間）

第3条 使用時間は、多目的ホールは開館日の10時から21時までとし、その他の施設については開館時間内とする。

（使用の制限）

第4条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、多目的ホール等の使用を許可しない。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。
- (2) 施設、備品等を損傷し、又は滅失するおそれがあるとき。
- (3) 営利を目的として使用するとき。
- (4) 特定の政党若しくは公選による公職の候補者を支持し、又はこれらに反対するために使用し、その他政治的活動のために使用するとき。
- (5) 特定の宗教を支持し、又はこれに反対するために使用し、その他宗教的活動のために使用するとき。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、図書館の管理運営上支障があると認めるとき。

（申請の受付期間）

第5条 申請の受付期間は別表に定める。ただし、佐賀市主催事業、佐賀市教育委員会が主催または共催する事業、図書館活動関連事業等において、館長が、特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

（多目的ホール使用料の減免）

第6条 次の各号に該当する場合は、施設の使用料を減額または免除できる。

- (1) 佐賀市教育委員会が主催、または共催する事業（佐賀市と佐賀中部広域連合市町内の小中学校で構成する団体の研修会、理事会を含む。県の学校関係の教科部会等を除く。）
- (2) 図書館活動と認められるもの（佐賀市立図書館内活動団体の主催事業や佐賀県が主催する公共図書館関係の研修会等、及び佐賀市の小中学校で組織する団体の研修会及び理事会等）
- (3) 佐賀市が主催する事業（図書館活動か否かを問わない。）

(4) 館長が特に認めるもの

2 館長が、免除または減額の適用の有無を決定する。

(大集会室等の貸し出し)

第7条 前条第1項の各号に定めるもののほか、次の各号に該当する場合には、図書館の主催事業に支障のない範囲において、無料施設である、大集会室・研修室・和室・中央ギャラリー・ロビーギャラリーを貸し出すことができる。

(1) 図書館活動、読書活動、お話し会活動、子育て・青少年育成活動、文芸活動、学術研究活動、情報発信・展示、広く社会教育活動・文化活動、社会福祉活動にあたるもの

(2) 館長が特に認めるもの

(目的外使用等の禁止)

第8条 施設の使用許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、許可を受けた目的以外に使用し、又はその権利を他人に譲渡し、若しくは転貸してはならない。

(使用者の遵守事項)

第9条 使用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 他の使用者に迷惑を及ぼす行為をしないこと。

(2) 危険物を持ち込まないこと。

(3) 火気を使用しないこと。

(4) 図書館の施設、設備等の使用を終了したときは、直ちにこれを原状に回復すること。

(5) 前各号に掲げるもののほか、職員の指示に従うこと。

(使用許可の取消し等)

第10条 教育委員会は、使用者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その使用許可の条件を変更し、使用を停止し、又は使用許可を取り消すことができる。

(1) この規程若しくは使用許可の条件に違反したとき。

(2) 偽りその他不正な手段により許可を受けたとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、図書館の管理上特に必要があるとき。

2 前項の規定による措置により、使用者に損害が生じることがあっても、教育委員会は、その責めを負わない。

(原状回復義務)

第11条 使用者は、その使用を終わったとき、又は前条第1項の規定によりその許可を取り消されたときは、直ちに原状に回復して返還しなければならない。

別表（第5条関係）

施設名	内容	使用料	申請受付期間
多目的ホール	面積：165 m <sup>2</sup> 収容能力最大 机：30台 椅子：120脚	10時～12時 2,200円 13時～17時 4,400円 18時～21時 4,400円	使用開始日の 6箇月前から 1箇月前まで
中央ギャラリー	展示ブース (縦187cm×横200cm ×奥行67cm) 4箇所 (縦187cm×横400cm ×奥行67cm) 4箇所	無料	使用開始日の 6箇月前から 1週間前まで
ロビーギャラリー	面積：55 m <sup>2</sup> パーテーション (縦250cm×横150cm) 12枚	無料	
大集会室	面積：100 m <sup>2</sup> 椅子：60席	無料	使用開始日の 3箇月前から 1週間前まで
研修室	椅子：40席 スクリーン	無料	
和室	面積：35 m <sup>2</sup> 畳：15枚	無料	
学習室	椅子：34席 (個人で利用)	無料	随時（学習室内の 受付簿に記入）

備考

- 1 多目的ホールの使用料は、使用時間を含む各時間区分の使用料全額とする。
- 2 使用時間は、準備並びに使用後の整理及び原状回復に要する時間を含むものとする。